

市が所有する施設における受動喫煙対策方針

平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」（以下「改正健康増進法」という。）が公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権原者が講ずるべき措置について定められました。

市（公営企業を含む。）では、改正健康増進法及び「受動喫煙の防止」を目標の一つとした「健康いちのせき21計画（第二次）」を踏まえ、以下のとおり取組を行います。

1 基本的な考え方

この方針の対象は、市が所有する施設（指定管理者制度を導入している施設、貸付施設を含む。）で、法律に定められた第一種施設、第二種施設を対象とします。

第一種施設には、特定屋外喫煙場所は設置しないこととします。（敷地内禁煙とします。）

第二種施設には、有償の貸付施設を除き原則屋内喫煙室を設置しないこととします。（原則屋内禁煙とします。）

2 施設の区分に応じた取組

(1) 第一種施設

全ての第一種施設について令和元年7月1日から敷地内禁煙とし、特定屋外喫煙場所は設けません。

(2) 第二種施設のうち、教育文化関係施設及び藤沢病院が管理する施設

図書館、学校給食センター、博物館、芦東山記念館、民俗資料館、せんまや街角資料館、太陽と風の家、大籠キリシタン殉教公園、特養老人ホーム、グループホームは、第一種施設と同様とします。

(3) 第二種施設（(2)を除いたもの）のうち、市が管理する第二種施設

令和元年7月1日から屋内禁煙とします。

(4) 第二種施設（(2)を除いたもの）のうち、指定管理者制度を導入している施設で自治集会施設として利用されている施設及び無償貸付の施設で自治集会施設に利用されている施設

令和元年7月1日から屋内禁煙とします。（※）

(5) 第二種施設（(2)を除いたもの）のうち、指定管理者制度を導入している施設と市が管理する施設（図書館、文化センター、出張所）とが併設する複合施設

令和元年7月1日から屋内禁煙とします。

(6) 上記(2)～(5)以外の市が所有する第二種施設

第二種施設の施行日である令和2年4月1日から屋内禁煙とします。（※）

※(4)(6)のうち、指定管理者制度を導入しているが指定管理料を支出しない施設及び有償で貸付している施設は、市から管理権原者に改正健康増進法の趣旨を踏まえ積極的な取組を進めるよう要請するもの。

3 管理権原者

(1) 市が管理している施設 市長、公営企業の管理者

(2) 指定管理者制度を導入している施設 指定管理者

(3) 貸付施設 事業主、テナントオーナー

＜所管部署＞	・受動喫煙の防止に関すること
	……保健福祉部健康づくり課健康推進係 21-2160 内線 210、222、220
・市の所有する施設に関すること	……総務部財政課管財係 21-2111（代） 内線 8291、8292、8293